

LIA-S2120 個別認証要求事項(ガス栓) 新旧対照表 (令和4年9月1日施行)

新		旧	
目次		目次	
1 適用範囲	2	1 適用範囲	2
2 基本区分	2	2 基本区分	2
3 工場審査に関する事項	2	3 工場審査に関する事項	2
3.1 品質管理体制の個別要求事項	2	3.1 品質管理体制の個別要求事項	2
3.2 認証維持工場審査	7	3.2 認証維持工場審査	7
4 製品試験に関する事項	9	4 製品試験に関する事項	9
4.1 製品試験における申請の単位	9	4.1 製品試験における申請の単位	9
4.2 認証維持製品試験	9	4.2 認証維持製品試験	9
4.3 試験項目及び試料数	9	4.3 試験項目及び試料数	9
5 管理検査	11	5 管理検査	11
6 表示に関する事項	13	6 表示に関する事項	13
7 認証区分の変更等に伴う措置	14	7 認証区分の変更等に伴う措置	14
8 証票の管理	14	8 証票の管理	14
<u>9 ロット追跡</u>	<u>15</u>		
附則	15	附則	15

新	旧
<p>5 管理検査</p> <p>認証取得者は、次に掲げる手順により管理検査を実施しなければならない。</p> <p>(1) 管理検査とは、品質管理責任者の管理下で行うロット抜取検査をいう。</p> <p>(2) 品質管理責任者は、検査責任者を定め管理検査を実施させることができるものとする。</p> <p>(3) 定期的な認証維持製品試験により JIS への適合性の確認を受けていない形式は、管理検査を行うことはできない。</p> <p>(4) 管理検査において、異なる形式を含むロットを形成することはできないものとする。</p> <p>(5) 管理検査の試料は、同一ロットの中から任意に抜き取るものとする。</p> <p>(6) 管理検査に合格した製品に JIS マークを表示することができる。</p> <p>(7) 品質管理責任者は、管理検査に合格したことを確認した後に出荷を許可すること。</p> <p>(8) 管理検査の実施内容を月ごとにまとめて、原則として、翌月 5 日までに本協会に報告すること。報告する内容は、形式ごとに発行する個別認証番号ごとに次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 管理検査実施日 2) 製造年月及び製造番号 3) 検査数量及び合格数量 4) 管理検査の合否 5) 形式名 <p>(9) 管理検査の検査項目及び抜取個数は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ホースガス栓、可とう管ガス栓、機器接続ガス栓及びねじガス栓(呼び1以下のもの)にあつては、表 11 のとおりとする。 2) ねじガス栓(呼び1を超えるもの)にあつては、表 12 のとおりとする。 3) ねじガス栓(呼び3のもの)にあつては、表 12-1 のとおりとする。 	<p>5 管理検査</p> <p>認証取得者は、次に掲げる手順により管理検査を実施しなければならない。</p> <p>(1) 管理検査とは、品質管理責任者の管理下で行うロット抜取検査をいう。</p> <p>(2) 品質管理責任者は、検査責任者を定め管理検査を実施させることができるものとする。</p> <p>(3) 定期的な認証維持製品試験により JIS への適合性の確認を受けていない形式は、管理検査を行うことはできない。</p> <p>(4) 管理検査において、異なる形式を含むロットを形成することはできないものとする。</p> <p>(5) 管理検査の試料は、同一ロットの中から任意に抜き取るものとする。</p> <p>(6) 管理検査に合格した製品に JIS マークを表示することができる。</p> <p>(7) 品質管理責任者は、管理検査に合格したことを確認した後に出荷を許可すること。</p> <p>(8) 管理検査の実施内容を、月ごとにまとめて翌月 5 日までに本協会に報告すること。報告する内容は、形式ごとに発行する個別認証番号ごとに次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 管理検査実施日 2) 製造年月及び製造番号 3) 検査数量及び合格数量 4) 管理検査の合否 5) 形式名 <p>(9) 管理検査の検査項目及び検査数量は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ホースガス栓、可とう管ガス栓、機器接続ガス栓及びねじガス栓(呼び1以下のもの)にあつては、表 11 のとおりとする。 2) ねじガス栓(呼び1を超えるもの)にあつては、表 12 のとおりとする。 3) ねじガス栓(呼び3のもの)にあつては、表 12-1 のとおりとする。

新	旧
<p><u>9 ロット追跡</u></p> <p><u>製品から原材料まで、ロットの追跡ができなければならない。</u></p> <p><u>(1) 追跡のための製品は、サンプリングした製品又は検査記録から指定したもので行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 追跡は、1 製品について、これに用いられる材料のうちから適当に選定した1原材料(購入部品)まで行い、追跡できること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>附 則 (令和4年9月1日改正)</u></p> <p><u>この改正は、令和4年9月1日から施行する。</u></p>	

以上